

県立茅ヶ崎里山公園 管理運営業務の内容及び基準

I 県立茅ヶ崎里山公園の概要

(1) 所在地

茅ヶ崎市芹沢

(2) 公園面積

約 35.2ha 「令和2年4月1日時点」

(3) 公園の特性

本公園は、多くの谷戸が点在する「九十九谷戸」と呼ばれていた茅ヶ崎市北部に位置しています。

公園内にある「柳谷（やなぎやと）」は、人との関わりで維持されてきた里山景観が残され、多様な動植物が生息していましたが、雑木林や農地の荒廃が進み、近年はかつての里山の風景が失われつつある状況にありました。そこで、茅ヶ崎里山公園は、谷戸田と周囲の樹林地が一体となった里山の風景を残しながら、県民の憩いの場としてつくられた公園です。子供の遊び場や水田、畑での農作業を体験することができます。

(4) 公園施設

① 園路及び広場

園路、湘南の丘、風の谷、風の広場、多目的広場、栗の木広場、里の丘、平成の森、谷の村、畑の村、丘の村 等

② 修景施設

植栽、芹沢の池、柳谷池、中ノ谷池 等

③ 休養施設

ベンチ、野外卓、休憩所、風のテラス 等

④ 遊戯施設

遊具名称	数量	単位	備考
フワフワドーム(雲のトランポリン) [大]	1	基	
フワフワドーム(雲のトランポリン) [小]	1	基	
ローラー滑り台 [大]	1	基	
ローラー滑り台 [小]	1	基	
複合遊具	1	基	

⑤ 便益施設

駐車場、トイレ 等

⑥ 管理施設

パークセンター（管理事務所）、谷の家、里の家、東詰所、柵、サイン 等

II 管理運営方針

指定管理者は、「神奈川県立都市公園の整備・管理の基本方針（2019年3月改定）」を十分に把握した上、次の管理運営方針の内容を理解し、指定管理業務を行うこととします。

(1) 基本方針

- ① 多様で貴重な動植物を育む豊かな里山環境を保全するとともに、里山文化を体験する場、里山の自然と親しむ場、自然とのふれあい活動に参加する場を提供する公園として管理運営するとともに、里山の暮らしを後世に伝えることとします。
- ② 散策休養の場、レクリエーションを楽しむ場、ジョギングなどの健康増進の場、ボランティアがやりがいを持って公園に関われる場など多様なニーズに対応した公園として、各施設が安全で快適に利用できるよう管理運営することとします。

(2) 自然環境保全方針

- ① サシバやアカガエルなどを指標種とし、貴重で多様性のある動植物相や豊かな里山環境を保全することとします。
- ② 県が示す「茅ヶ崎里山公園の利用・整備・管理の方針」（以下、「利用・整備・管理の方針」という。）（「別紙3」参照）に基づき、適切な維持管理、運営を行うこととします。
- ③ 将来にわたり様々な動植物を育み、貴重な生息空間となる多様な環境を維持するとともに、人との関わりによって育まれた自然である里山環境を十分理解した上で保全していくこととします。
- ④ 上記①～③の考えを基本にしつつ、「茅ヶ崎里山公園運営会議」をはじめとする市民団体などの意見を参考にしながら、順応的な維持管理を行うこととします。

(3) 運営方針

- ① 広報や情報発信等の工夫を行い、利用者と双方向のコミュニケーションを図りながら、利用促進に必要な取組を管理運営に反映させることとします。
- ② 「利用・整備・管理の方針」に基づき、必要に応じて地元の専門家等の助言を得ながら、水田・雑木林の保全などを、地域住民や市民ボランティアと連携して積極的に推進し、公園の運営や里山環境の保全に寄与するため、コーディネートを行うこととします。
- ③ 水田や畑、雑木林の維持管理及び動植物の保全を図ることとします。
- ④ 次の点に留意し県民参加行事を行うこととします。
 - (ア) 農作物や間伐材など、公園から出た生産物については里山保全や公園の利用促進に使用するものとし、生産物管理表で管理することとします。
 - (イ) 管理事務所は、管理拠点機能のほかに公園利用や県民の協働拠点、利用者へのサービス拠点、情報の発信拠点として運営することとします。
 - (ウ) 谷の家は、かつての農家のたたずまいを感じさせる施設として、公園利用者の休憩及び里山保全や里山文化発信の活動拠点として運営することとし、職員を常駐させることとします。
 - (エ) 里の家は、農を楽しむ、食を楽しむ、地域とのつながりをつくる施設として、公園利用者が地域の農業と交流したりすることで、地域活性につながる場として運営することとし、職員を常駐させることとします。
- ⑤ 多様な公園利用プログラムの提供とマナー向上を図り、障がい者、幼児から高齢者まで誰もが安全、安心して楽しめる管理運営を行うこととします。
- ⑥ ゴミの持ち帰り・省エネルギー・再生可能エネルギー利用を推進し、循環型社会への普及啓発に努めるとともに、園内の植物管理に伴って発生する木や枝等を園内リサイクル

ルする等のゼロエミッションに努めることとします。

- ⑦ 公園周辺施設との連携、地元の人々との連携、情報の連携などを深め、公園周辺地域での世代を超えた交流などコミュニティの活性化と地域全体の魅力向上を目指すこととします。

(4) 維持管理方針

- ① 公園施設や設備については、その機能や特性を十分に理解した上で、清潔かつ正常な状態とし、利用者が安全で快適に利用できるよう適正な維持管理を行うこととします。
- ② 利用者ニーズや社会情勢の変化を踏まえ、費用対効果を考慮しながら公園再生に取り組む維持管理を行うこととします。
- ③ 植物管理（植込地、芝生、樹木、草地等管理）について、当初の植栽意図や、「利用・整備・管理の方針」を踏まえ、各植物の特性及び生態系に配慮した上で、適正に持続・育成するよう必要な維持管理を行うこととします。
- ④ 利用者や様々な団体との情報交換を図りながら、維持管理業務を行うこととします。

(5) 安全・安心な公園への方針

- ① 園路や休憩施設、遊具などの公園施設は、日常点検やパトロールを定期的に行い、不具合の早期発見、早期対応を行うこととします。また、施設沿いは、除草や剪定をこまめに行い、周囲からの死角を解消し事件・事故の発生を未然に防止することに努めることとします。
- ② 新型コロナウイルス等の感染症への対応など、想定される様々な危機への的確な対応に努めることとします。
- ③ 本公園は、茅ヶ崎市地域防災計画で、広域避難場所、ヘリコプター臨時離発着場に指定されています。これらを踏まえ、指定管理者は、大規模地震等、大規模災害発生時に、県・地元自治体と連携・協力して災害対応に努めることとします。
- ④ 台風や豪雨等の自然災害への脅威の高まりなどを踏まえ、巡回点検や応急対策等のマニュアルを作成し実践することとします。また、指定管理者は県及び防災機関との連絡体制の構築を行い、併せて、被害軽減のための対応を行うこととします。

(6) ゾーン別の方針

園内を機能・目的・自然環境等により、別紙「維持管理基準書」のゾーン図に示すゾーンに分けています。ゾーンごとの管理運営方針は以下のとおりですが、方針の趣旨を十分参酌し、当該ゾーン以外でも方針の趣旨が果たされるよう管理運営を行うこととします。

本公園は、「利用促進」、「伝統的里山」、「近代的里山」をテーマとして3つの区域に区分されています。さらに6つのゾーンに区分し、ゾーン別に設定された方針に基づき運営を行うこととします。

① 利用促進区域

森の村、子供の村、山頂の村は都市公園のレクリエーション機能を発揮した「利用促進区域」として、利用者サービスに重点を置いた運営を行うこととします。

(ア) 森の村ゾーン

- ・山桜の路や梅園など、花見や植物観賞、散策、休憩など静的利用を行う場とします。
- ・市道の東側斜面は、花の名所として季節感を味わえる植物管理を行うこととします。

- ・尾根、斜面、谷戸低地からなる立地環境のそれぞれの特性を保全・修復していくこととします。

(イ) 子供の村ゾーン

- ・大型遊具や流れ、広場など、広々とした空間の中で子供たちが様々な遊びができる場とするとともに、市主催のイベント開催などができる場とします。
- ・安全、快適、平等な利用に供するための管理を行うこととし、遊具の定期的な安全点検や調整池、樹林の適正管理を行うこととします。
- ・芝生の保全育成と利用のバランスのとれた管理を行うこととします。

(ウ) 山頂の村ゾーン

- ・公園の玄関口として人が集まり、誰もが利用しやすい空間とします。また、富士山の眺望などを楽しみ、公園の情報を得られる場所とします。
- ・誰もが利用しやすい場所として管理運営を行うこととします。
- ・公園のメインの情報発信拠点として、パークセンターを運営することとします。

② 伝統的里山区域

谷の村は、「伝統的里山区域」として、地域の里山文化を継承・体験できる運営を行うこととします。

(ア) 谷の村ゾーン

- ・里山とふれあい、楽しみ、里山への理解促進、里山保全を目的とした活動など、一定のルールのもとでの利用を図るゾーンとして管理運営することとします。
- ・地域の伝統的農業手法や伝統文化を学びながら、資源循環のしくみを新しい形で継承できるよう管理運営を行うこととします。
- ・「利用・整備・管理の方針」に基づき、里山の多様な空間のつながりを保ち、生きものに配慮しながら順応的管理を行うこととします。
- ・茅ヶ崎里山公園倶楽部をはじめ、本公園で活動している市民団体と指定管理者が協働することとします。

③ 近代的里山区域

(ア) 畑の村ゾーン

- ・地域の情報を発信したり、公園利用者が地域農業と交流したりすることで、地域活性につながる場とします。また、地域の農の景観を楽しめる場とします。
- ・おこじゅう広場(北駐車場西側広場)はデイキャンプなどの野外活動を行える場とします。
- ・昔ながらの小出地域の畑の風景づくりに配慮し、地域の作物や管理手法を取入れることとします。
- ・周辺の農地に配慮した管理を行い、地域の人と協働で、地域の農産物を楽しめ、地域活性化につながる拠点の運営を行うこととします。

(イ) 丘の村ゾーン

- ・桜の小径では花見や桜の見本園として、子供の森では大木を活かした遊びができる場として、維持管理を行うこととします。
- ・夕映えの丘は、丘の印象的な景観を楽しむ場とし、低茎草地の緩斜面と丘の上の防風林で構成される景観を維持することとします。

- ・水田境界付近の鶯の藪エリアでは、ササを整理し、水辺環境の多様化を図る草地を維持することとします。

Ⅲ 運営業務

(1) 運営体制の確保

- ① 運営業務及び維持管理業務に支障のないよう、管理要員を適切に配置することとします。
- ② 管理要員のうち1名は、常時、総括的に判断できる者を配置することとします。(所長、副所長等)
- ③ 管理要員の配置に当たっては、公園の目的、管理基本方針を理解し指導できる専門的な知識や経験を有する者を配置することとします。
- ④ 運営業務、維持管理業務の従事者に対して、職員の育成及び運営に必要な研修を適宜実施することとします。

(2) 管理事務所の開所時間

管理事務所の開所時間は、原則として午前9時00分から午後5時00分までとします。ただし、利用者対応等の業務がある場合は、必要に応じて、随時延長等を行うこととします。

(3) 運営業務

- ① 公園利用者の接遇、公園利用者への利用案内・利用指導
- ② 園内巡視(施設等の点検巡視、安全巡視、解説・案内等のコミュニケーションによる利用者対応)
- ③ 掲示板などの運営
- ④ 里山管理拠点としての運営(HPの作成や更新、ニュースレター発行などを通じての情報発信、地域や茅ヶ崎里山公園倶楽部などと連携した里山保全活動の支援・育成、ボランティアの活動拠点、体験型自然環境普及啓発プログラムの実施、公園利用者と連携した展示等による情報発信・蓄積)
- ⑤ 県民やボランティア等との協働事業の推進
- ⑥ 地元自治体・団体等への利用促進活動
- ⑦ 公園のホームページの作成及び更新とパンフレットの更新及び増刷
- ⑧ 自主事業の推進
 - (ア) 利用者サービス向上に寄与するイベントやSNSなど幅広い媒体を活用した情報発信などの積極的な実施
 - (イ) 現管理者の実施状況については、下記ホームページを参照願います。
茅ヶ崎里山公園ホームページ <http://www.kanagawa-park.or.jp/satoyama/>
 - (ウ) 利用者や地域住民のニーズの把握と公平な運営に留意すること。
- ⑨ 公園の適切な公衆衛生環境の確保に向けた取組の推進
- ⑩ 公園に関する要望・苦情の聴取及び処理
- ⑪ 神奈川県都市公園条例第13条の行為の禁止の遵守
- ⑫ 地元自治体との連絡調整
- ⑬ 藤沢土木事務所公園課への業務報告及び連絡調整

- (ア) 業務日報に基づく月例業務報告
- (イ) 苦情処理対応の記録及び報告
- ⑭ 事故及び緊急時等の対応
 - (ア) 利用者の保護、救護及び二次事故の防止
 - (イ) 事故発生時の利用者の立場に立った適切な対応及び状況の把握
 - (ウ) 園内で急病人やけが人、犯罪等が発生した場合の関係部署への速やかな通報及び藤沢土木事務所公園課への事故報告
 - (エ) 利用者の安全確保を図る観点から施設内にAED（自動体外式除細動器）を設置し、緊急時に備えること
- ⑮ 災害への対応
 - (ア) 集中豪雨、台風、強風・大雨等の警報発表時等、または、それらの警報発表に至るおそれがあるときの警戒配備体制の設置、施設点検、被害状況報告及び応急措置（一次対応は指定管理者、二次対応は県）
 - (イ) 大雪警報発表時等、または、それらの警報発表に至るおそれがあるときの警戒配備体制の設置、施設点検、被害状況報告及び除雪作業等の実施
 - (ウ) 震災時における非常配備体制の設置、職員の参集、施設点検、状況報告及び応急措置等の対応、関係機関への協力

IV 維持管理業務

(1) 共通事項

- ① 維持管理業務の対象はI-(4)に示す公園施設の維持管理（保守点検、補修、修繕を含む）とします。
- ② 施設及び設備は正常な状態を保持し、適正な利用に供するよう、日常的な保守点検を行い、早い段階での部品交換や施設の修繕を行うこととします。
- ③ 樹林地整備については、間伐を指定管理業務としていないため、県の業務としますが、園路、施設沿い、公園外周部の樹木の安全管理は、利用者の安全を確保するよう、別紙「維持管理基準書」を踏まえ必要に応じて適切に行ってください。（ただし、指定管理者からの提案を妨げるものではありません。）

(2) 維持管理水準

別紙「維持管理基準書」により、1年間の管理内容・数量の目安を示していますので、適切な維持管理により、公園の安全で快適な利用を確保することとします。

(3) 管理項目別の特記事項

特に留意すべき管理項目別の管理内容、管理レベルは以下のとおりです。なお 対象範囲の概要は別紙「維持管理基準書」の図面に示しています。

① 広場

- ・多目的広場、風の広場、入口広場、湘南の丘、遊戯施設などは貴重なオープンスペースとしてレクリエーション利用等に資する場とします。
- ・広場内の芝生地は、利用バランス等を考慮しながら芝生等の保全育成を行うこととし、芝生地としての平坦性や快適性を確保し、簡易なボール遊びやレジャーシート等の敷設に支障のない刈り込みレベル、雑草の除去に努めることとします。

- ・遊具等の施設は、事故防止のための点検を徹底し、安全快適な利用に供するための維持管理を行うこととします。
- ② 中ノ谷池
 - ・池の状況を園内巡視等により把握し、利用者が安全で快適に利用できるよう適切な管理を行うこととします。
 - ・池を常にきれいに保ち、事故防止のための巡回指導等を行うこととします。
- ③ 芹沢の池
 - ・水田用のため池としても利用していますが、緩衝地帯を設けるなど水鳥や水生生物等の生息環境に配慮した管理を行うこととします。
 - ・生態系の保全と事故防止のための巡回指導等を行うこととします。
- ④ 平成の森
 - ・雑木林の回復を目標として必要な維持管理を行うこととします。
 - ・雑木林の適正な管理育成を行うとともに、利用者が自然とふれあえるよう適切な管理を行うこととします。
- ⑤ 里山保全エリア
 - ・「利用・整備・管理の方針」に基づき、県民との協働による管理運営を行うこととします。
 - ・必要に応じて地元の専門家等の助言を得ながら、本公園の水田・雑木林の保全などを、地域住民やボランティアと連携して積極的に推進し、公園の運営や里山環境の保全に寄与するため、ボランティア活動等のコーディネートなど必要な業務を実施することとします。

V 管理に要する経費

県が積算した指定管理料の金額は「公園関係資料」に記載しています。

VI 大震災等への対応

指定管理者は、大震災等への対応として、本公園の「震災時対応の考え方」（参考資料1）に基づき、平常時、震災時の対応をすることとします。「震災時対応の考え方」に記載の指定管理者の役割を十分理解の上、より具体的な連絡体制、初動時・緊急時の対応について提案書に明示するとともに、日頃からの防災意識向上の取り組みや行動訓練、地域との連携について、提案者の具体的な提案を期待します。

VII その他

指定管理者は、公園運営に関する意見交換、情報交換の場をつくるなど、多様な利用者の意見を反映させた公園運営に努めることとします。

VIII 運営連絡協議会等への参加・協力

公園の管理・運営に関係し、以下の運営協議会等が設置されています。各会議を行い、意見合意形成を図ります。

- (1) 茅ヶ崎里山公園倶楽部

「茅ヶ崎里山公園倶楽部」は、人と生き物が共生してきた里山のしくみを田んぼ、畑、森林で体験しながら理解していく活動です。（※P22「別紙1」参照）

(2) 茅ヶ崎里山公園運営会議（※P25「別紙2」参照）

(3) 茅ヶ崎里山公園運営会議里山保全部会

里山保全部会は、「茅ヶ崎里山公園運営会議規約」第4条 ※その他（1）に基づいて設置されている茅ヶ崎里山公園運営会議の一部のメンバーで構成される会であり、当公園の自然環境の保全に関わることについて、公園保全・維持管理に参考となる意見をもらっています。

公園関係資料

公園名：茅ヶ崎里山公園

1. 経費等実績（参考）

(1) 指定管理料の上限額

総額： 643,930千円（消費税及び地方消費税10%を含む金額）

年額： 128,786千円（消費税及び地方消費税10%を含む金額）

上記の金額は、

【①指定管理料＝総管理費－②駐車場収入－③自動販売機利益】の①に該当する額です。

②駐車場収入に該当する額については、「3. 駐車場運営の状況」を参照し提案して下さい。

③自動販売機利益に該当する額については、「4. 自動販売機の状況」を参照し提案して下さい。

*1 「神奈川県立都市公園指定管理者募集要項【全公園共通編】」p17「10 管理に要する経費（1）指定管理業務に係る経費 ア 県が指定管理料を支払う施設」に示す計算式により、項目「節減努力等」を評価します。一律満点となる提案額は次のとおりです。

総額： 515,144千円（消費税及び地方消費税10%を含む金額）以下

*2 各年度の想定収支・積算内訳は参考資料2、過去3年間の収支決算状況は、参考資料3のとおりです。参考までにお知らせします。

*3 なお、現管理者が再委託している業務及び委託金額については発注方法により差があり、また企業のノウハウが含まれますので、各団体の必要に応じて提案して下さい。

(2) 光熱水費等（平成29年度～令和元年度）

（金額：千円）

年度	電気	ガス・燃料	上下水道	電話・FAX 他通信費
平成29年度	4,889	644	1,480	262
平成30年度	6,275	700	1,335	264
令和元年度	6,787	763	1,670	901
平成29～令和 元年度平均	5,984	702	1,495	476

※表示は千円単位だが、小数点以下があるため、

平均値は表示値の平均と一致しない場合がある。（四捨五入表示）

(3) 公園の警備体制

警備箇所	警備手法	警備日時		人数	詰所
公園全体	有人警備	100日	17:30~8:30	2	
		年末年始6日	8:30 ~ 翌日 8:30		
パークセンター	機械警備	通年			
東詰所	機械警備	通年			
谷の家	機械警備	通年			
里の家	機械警備	通年			

※ 上記の警備時間は現指定管理者の実績であり、職員の勤務体制に応じて、適切に警備時間を設定するものとする。

(4) 法定点検が必要な設備一覧

設置場所	設備名称	備 考
パークセンター	消防用設備	受信機壁掛P形2級(自火報)
	受変電設備	高圧, PF-S(12.5kA)250kVA 屋内キュービクル式
	防火対象物	
東詰所	発電機	燃料タンク含む
谷の家	受変電設備	高圧, PAT, 屋外キュービクル式2面体
里の家	消防用設備	
パークセンター、 里の家	200㎡を超える建築物 及び建設設備	建築物(3年ごと報告) 建築設備(毎年報告)
西入口付近、東駐 車場付近	受水槽	

(5) 主要建築物一覧表

名称	設置年月日	延床面積	構造等
パークセンター(管理事務所)	2007年5月30日	770.13㎡	鉄筋C0造
東詰所	2000年9月30日	121.50㎡	木造
風のテラス	2010年6月21日	198.90㎡	鉄筋C0造
谷の家	2008年3月31日	126.69㎡	木造
里の家	2012年5月21日	298.11㎡	木造

2. 公園の利用状況

(1) 公園利用者数（平成29年度～令和元年度）

(人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成29年度	53,937	73,242	37,858	31,032	30,101	31,408	27,738	84,870	23,512	20,831	18,324	30,841	463,694
平成30年度	43,746	53,238	20,997	17,641	18,471	34,181	43,608	70,997	20,295	24,084	18,217	26,685	392,160
令和元年度	43,545	58,327	18,830	18,147	20,454	23,573	39,880	73,183	21,461	21,859	22,942	31,931	394,132
平成29～令和 元年度平均	47,076	61,602	25,895	22,273	23,009	29,721	37,075	76,350	21,756	22,258	19,828	29,819	416,662

3. 駐車場運営の状況

運営方法や駐車料金の設定は、指定管理者決定後に県と協議の上、決定することとなります。

(1) 運営状況

	収容台数			料金制度	有料期間
	大型	普通 (内障がい者専用)	二輪(バイク)		
東駐車場	—	42	—	1回制	年間毎日 ※条件を満たせば駐車場料金免除
西駐車場	10	262 (2)	—		
北駐車場	—	101 (2)	—	無料	—
計	10	405 (4)	—		

※普通車はマイクロバス相当まで (2.5m幅の枠に停められる車)

※大型車は西駐車場で利用可、事前にパークセンターまで要連絡。

(2) 利用時間

(金額：円)

有料時間		駐車料金				
		料金制度	大型	普通	二輪	
東駐車場	8:30～18:00	1回制	平日	610	200	—
西駐車場	9:00～18:00		土日祝日及び年末年始	1,220	410	—

※7月下旬～8月は、いずれの駐車場も、午前8時30分から午後7時まで利用可能

(3) 駐車場台数実績 (平成29年度～令和元年度)

(単位：台)

車種	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
大型	平成29年度	70	54	48	38	29	40	55	43	9	13	14	14	427
	平成30年度	10	50	14	13	8	38	76	24	6	16	12	14	281
	令和元年度	5	30	15	5	0	62	53	49	1	7	15	0	242
	平成29～令和元年度 平均	28	45	26	19	12	47	61	39	5	12	14	9	317
普通車	平成29年度	13,920	15,249	9,780	8,014	7,822	7,974	5,991	7,043	5,626	5,242	4,494	7,879	99,034
	平成30年度	8,287	9,323	5,190	4,323	4,626	12,692	7,899	7,118	4,707	6,108	4,480	6,809	81,562
	令和元年度	8,766	9,820	4,534	4,404	4,034	11,510	6,310	7,218	5,055	5,546	5,746	8,556	81,499
	平成29～令和元年度 平均	10,324	11,464	6,501	5,580	5,494	10,725	6,733	7,126	5,129	5,632	4,907	7,748	87,365

※東・西・北駐車場の実績

13

(4) 駐車場収入実績 (平成29年度～令和元年度)

(単位：円)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成29年度	1,240,510	1,703,450	668,770	560,790	541,670	1,281,200	774,400	1,119,000	815,600	1,041,930	764,100	1,977,460	12,488,880
平成30年度	1,534,400	1,667,600	716,800	482,000	542,400	1,184,000	1,301,400	1,219,200	713,800	1,204,600	831,400	1,216,000	12,613,600
令和元年度	1,550,000	2,055,600	522,400	400,120	540,200	1,348,800	1,431,310	531,930	821,450	1,149,630	1,273,030	1,322,870	12,947,340
平成29～令和 元年度平均	1,441,637	1,808,883	635,990	480,970	541,423	1,271,333	1,169,037	956,710	783,617	1,132,053	956,177	1,505,443	12,683,273

※東・西駐車場の土・日・祝日の実績

4. 自動販売機の状況

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H29年度	405,187	668,966	281,452	296,278	353,276	181,634	281,206	231,187	211,953	245,037	200,298	367,072	3,723,546
H30年度	423,599	541,753	264,928	277,208	366,358	385,558	301,670	149,208	53,512	107,232	24,706	17,929	2,913,661
R元年度	429,045	601,081	232,470	10,031	134,565	244,608	265,777	273,690	84,633	184,163	156,460	248,846	2,865,369
H29～R元 年度平均	419,277	603,933	259,617	194,506	284,733	270,600	282,884	218,028	116,699	178,811	127,155	211,282	3,167,525

5. 管理許可施設等の状況

(1) 指定管理者に管理運営（営業）を許可する施設

施設名	区分	面積等 (㎡)	使用料(円)	光熱水費の負担	備考
東西駐車場	管理	土地 10,046.25㎡ (有償面積 9,506.39㎡)	379,144	—	
バーベキュー事業(広場、洗い場、受付)	管理	建物 620.25㎡ 建物 16.8㎡ 建物 3.31㎡	463,107	—	
畑の村倉庫	管理	建物 14.49㎡	300,879	—	
バーベキュー事業に伴う冷蔵庫1基、冷凍庫1基、仮設手洗い場1基	設置	建物 1.20㎡ 建物 0.72㎡ 建物 0.15㎡	28,097	—	
自動販売機4基 (風のテラス内)	設置	建物 3.28㎡	24,719	○	
自動販売機3基 (管理事務所横、風のテラス内)	設置	土地 1.78㎡ 建物 1.22㎡	9,291	○	
自動販売機5基 (パークセンター前、東屋付近)	設置	土地 3.56㎡ 土地 2.18㎡	225	○	
駐車場料金徴収施設2か所(東及び西各1基)	設置	土地 30.57㎡	1,124	—	
自動販売機及び付帯施設 北駐車場横 2基 里の家内 1基 パークセンター横 1基	設置	土地 2.11㎡ 建物 1.07㎡ 土地 0.80㎡	14,589	○	
厨房機器等(パークセンター内)	設置	建物 14.45㎡	230,007	—	
備蓄倉庫	設置	土地 8.91㎡	0	—	

(2) 指定管理者以外の者が管理（設置等）している施設

施設名	区 分	面積等 m ²	光熱水費の徴収	備 考
	特になし			

6. 県所有物品一覧（貸与物品）

(1) 備品

令和2年度 県所有物品一覧（備品）

茅ヶ崎里山公園

番号	管理番号	品名	規格・寸法等	数量	単位	適用
1	19131100002	ベンチ	E X 12305 H	1	式	エントランス 広場
2	19131100003	ベンチ	E X 12305 H	1	式	エントランス 広場
3	19131100005	作業台	ライオンWHM-10M573-00	1	台	東駐車場詰所
4	19131100020	耐火金庫	ライオンLS-72 705-81	1	台	パーク センター
5	19131100034	雑誌架	ホウトクXS503	1	台	パーク センター
6	19131100035	雑誌架	ホウトクXS503	1	台	パーク センター
7	19131100040	工具キャビネット	ライオンPA-704、569-51	1	台	東駐車場詰所
8	19131100042	ロッカー	シリンダー錠式8人用	1	台	パーク センター
9	19131100043	和風フリーボード	あかりusu-nk-b900a	1	台	谷の家
10	19131100044	和風フリーボード	あかりusu-nk-b900a	1	台	谷の家
11	19131100056	電磁調理器	三菱CSH2202CS	1	台	パーク センター
12	19131100061	プリンタ	エプソンPXG5300 (SSS)	1	台	谷の家
13						
14						
15						
16	19131200842	手押し芝刈機	共立 ハンマーナイフFH662	1	台	
17	19131100097	幻燈機	日本アビオックス P30S	1	台	パーク センター
18	19131100098	スクリーン	ウチダ自立式	1	台	パーク センター
19	19131100103	芝刈機	パロネス GM50EF	1	台	東駐車場詰所
20	19131100106	刈払機	スチールFS2600	1	台	東駐車場詰所
21	19131100107	刈払機	スチールFS2600	1	台	東駐車場詰所
22	19131100111	ヘッジトリマー	タカTHT240	1	台	東駐車場詰所
23	19131100112	チェーンソー	スチール023C (E)	1	台	東駐車場詰所
24	19131100113	チェーンソー	スチール023C (E)	1	台	東駐車場詰所
25	19131100114	チェーンソー	ハスクバーナー	1	台	東駐車場詰所
26	19131100119	耕耘機	ヤンマ-MK7DXL	1	台	東駐車場詰所
27	19131100120	耕耘機（付属物）	ヤンマ-ロータリ-RSU4M	1	台	東駐車場詰所
28	19131100174	落葉飛ばし機（ブロアー）	スチールBR400 (E) ブロアー	1	台	東駐車場詰所
29	19131100175	映像システム		1	式	パーク センター
30						

31	19131100194	手押運搬車	ウチダ LC型	1	台	パークセンター
32	19131100195	手押運搬車	ウチダ LC型	1	台	パークセンター
33	19131100212	薪割機	新宮PS42K	1	台	資材置き場
34	19131100213	製材機	ハスクバーナー-SMC50 小型移動式	1	台	分解保管 資材置き場
35						
36	19131100218	テレビ	東芝26C3500	1	台	パークセンター
37	19131100222	テント	ライオンH4号三方幕付	1	個	わんぱくトイレの 機械室
38	19131100233	脚立	アルインコMAH-390	1	台	東駐車場詰所
39	19131100234	脚立	アルインコMAH-390	1	台	東駐車場詰所
40	19131100241	アルミ掲示板	プラスマークSPKA-2 1810-W	1	台	谷の家
41	19131100242	アルミ掲示板	プラスマークSPKA-3 1810-SY	1	台	谷の家
42	19131100307	回転式ホワイトボード	RM-21NB	1	台	畑の村拠点施設
43	19131100309	事務机	ライオン	1	台	畑の村拠点施設
44	19131100310	事務机	ライオン	1	台	畑の村拠点施設
45	19131100311	プロジェクター	ソニー	1	台	畑の村拠点施設
46	19131100312	耕運機	井関農機	1	台	畑の村拠点施設
47	19131100313	管理機（耕運機）	井関農機	1	台	畑の村拠点施設
48	19131100314	草刈機	ゼノア BCZ260EZ	1	台	畑の村拠点施設
49	19131200685	発動発電機	やまびこ産業 IEG2800M	1	台	パークセンター
50	19131200871	管理機（耕運機）	マキタ PRC0363	1	台	

(2) その他

番号	品名	規格	単位	数量	摘要
1	物品棚	ライオン LB-6565K 567-41	台	1	
2	工具キャビネット	ライオン PA-704 569-51	台	1	
3	引き違い書庫	ウチタ 1-300-2600	台	1	
4	ファイリング	プラス A4-4 12-935	台	2	
5	食器戸棚	ライオン OK-26N	台	1	
6	台車	ライオン FT23C 575-27	台	1	
7	ホワイトボード	ライオン H-11SY 514-13	個	1	
8	片袖机	ライオン LXD-117LB 441-02	脚	4	
9	両袖机	ライオン LXD-147D-AB 441-02	脚	1	
10					
11					
12					
13					
14	リアカー	3号枠板付	台	2	
15	水中ポンプ	エハラ 40DS5.25s	個	1	
16	目立て機	世晃産業 KK-251	台	1	
17	電エドラム	NF-EK34	台	2	
18	ハンドマイク	TM-103	個	2	
19	引き違い書庫	プラス SS302R	台	1	
20	引き違い書庫	プラス SS304R	台	1	
21					
22	動力噴霧器	共立 HP403	台	1	
23	高圧洗浄機	SER3007NBS	台	1	
24					
25	折りたたみテーブル	ウチタ 45-T型 1800*450*700	台	22	
26	折りたたみテーブル(内幕付)	ウチタ 1800*450*700	台	2	
27	折りたたみテーブル平積台車	ウチタ 2100*790*1416	台	2	
28	折りたたみ椅子用収納台車	ライオン FT-303N 589*1122*1660	台	2	
29	座卓兼用テーブル	ウチタ B-1845型 1800*450*700/320	台	10	
30	ファイリングキャビネット	ウチタ 387*620*1334 A4-4段	個	1	

31	書庫 (4*3型ガラス戸)	ウチタ 1200*400*880	個	1	
32	軽量ラック	プラス 900*450*2100	台	1	
33	軽量ラック	プラス 1200*450*2100	台	1	
34	車椅子	(株)インターリンク 自走式、ドラムブレーキ、 65*101*90	台	1	
35	ホワイトボード (回転式)	ジョイントテックス M026J-36WH-A 1914*526*1800	台	1	
36					
37					
38					
39	座卓兼用テーブル	ウチタ B-1845型 1800*450*700/320	台	10	
40	軽量ラック	コクヨ 1800*450*2100	台	8	
41	パソコンスタンド	ライオン PG211	台	1	
42	飾り棚	塚本家具店 MK2101 W60*D20*H29	台	1	
43	盆栽棚	塚本家具店 MK2102 W92*D20*H81	台	1	
44	丸飾り棚	塚本家具店 MK9530 W62*D20*H62	台	1	
45	スチールロッカー	ライオン 3人用 900*515*1791	台	2	
46	保管庫	ライオン NO. 365H 900×1850 両開型	台	2	
47	保管庫	ライオン パンフレットケース型 SV-AC313-L	台	1	

7. その他の資料

【主なイベント活動】

イベント名称	開催時期	イベント内容
茅ヶ崎里山公園まつり	5,10月	・イベント内容:公園パネル展、ポン菓子の実演など ※茅ヶ崎里山公園倶楽部と連携して実施
鯉のぼり・七夕・夏まつり・ 凧上げ・どんど焼き	各季節	地域の市民グループと連携して、 ・じゃぶじゃぶ池上空に100匹の鯉のぼりを泳がすイベント ・自然観察会、ヨーヨー釣り、野外映画会、線香花火とスイカ割り ・七夕・新春凧上げ大会・どんど焼き・子どもと遊ぶ会等を開催
自然観察会	年15回開催	自然に対する理解を深めるため、樹木、野鳥の観察会を市民グループや地域の施設と連携して開催
体験教室等	年間通じて 開催	・収穫体験 等
レインボーフェスティバル	11月中旬	茅ヶ崎市(レインボーフェスティバル実行委員会)が主催するイベント(各種ステージイベント、模擬店、フリーマーケットなど)
畜産まつりなど	10月	茅ヶ崎市主催

【主なボランティア活動】

団体名	内容	会則等
茅ヶ崎里山公園倶楽部	谷の村里山保全管理、イベント等運営、公園まつり協力(実行委員)	有
グリーンサム	丘の村樹木手入れ	
茅ヶ崎里山地域連絡協議会	風のテラスで小規模イベント開催、夏休みラジオ体操運営、公園まつり協力(実行委員)	有
彼岸花の会	彼岸花祭り主催(里の村会場)	
茅ヶ崎野外自然博物館	自然観察会、生態調査	
柳谷の自然に学ぶ会	自然観察会、生態調査	
里山工房	クラフト教室	
環境工作(矢島望)	工作教室	
おもちゃ病院にこここ	おもちゃ無料修理	
茅ヶ崎紙芝居研究会	紙芝居	
紙芝居パチパチ座	紙芝居	
ソーラーハウス西川	ソーラークッキング	
元地権者(トキワさん)	どんど焼き運営協力	

茅ヶ崎里山公園倶楽部会則

(名称)

第1条 本会は、神奈川県立茅ヶ崎里山公園倶楽部（以下「茅ヶ崎里山公園倶楽部」という）という。

(目的)

第2条 茅ヶ崎里山公園倶楽部は、里山の多様な生態系の保全・啓発事業並びに県民に親しまれる茅ヶ崎里山公園であり続けるための事業を指定管理者と協働で取り組み、公益の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 里山の生態系保全活動に関わる事業及び指導者養成
- (2) 伝統農業と生物共生による体験型事業及び指導者養成
- (3) 自然観察と生態的啓発を兼ねた参加型事業及び指導者養成
- (4) 研究、活動成果の広報・宣伝及び展示事業
- (5) 地域活性化に結び付く茅ヶ崎里山公園の運営に必要な事業

(構成・事務局)

第4条 本会は、前条の目的を理解し賛同する市民及び指定管理者により構成する。

2. 指定管理者は事務局を茅ヶ崎里山公園管理事務所内に置く。
3. 事務局は、会の円滑な運営のために別に定める業務を行う。

(会員)

第5条 本会は、第2条の目的を理解し、これに賛同する市民（県民及び他都道府県在住者）により構成する。

2. 会員は、第3条の事業にボランティアとして参加する市民個人とし、別に定める書面をもって入会し、本会に登録することを必要とする。
3. 会員は、別に定める年会費を納入しなければならない。
4. 会員は、別に定める書面により任意に退会することができる。ただし、既納費は返還しない。
5. 会員は、本会の名誉を傷つけ、又は第2条の目的に反する行為をした時は、第9条に規定する幹事会の決議により、会長が退会勧告または除名することができる。

(幹事)

第6条 本会の円滑な運営と会員の安全を図るため、幹事を置く。

2. 幹事は、会員の中から選任する。

3. 幹事は、会長（第7条）、副会長（第8条）、各班リーダー及びサブリーダー（第10条）並びに会計及び会計監査（第11条）とからなる。
4. 幹事は、幹事会に出席し、協議に参加しなければならない。
5. 幹事の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。又幹事に欠員が生じた場合は、速やかに選任し、任期は前任者の残任期間とする。

（会長）

第7条 本会には、会長を置く。

2. 会長は、幹事の互選により選任する。
3. 会長は、本会を代表し、その事業を総括する。
4. 会長は、年1回以上、事業の状況を会員に公表するものとする。

（副会長）

第8条 本会には、副会長を置く。

2. 副会長は、幹事の互選により2名選任する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

（幹事会）

第9条 幹事会は、幹事及び指定管理者で構成する。

2. 幹事会は、会長が議長を務め、市民参加を実践するために必要な事業計画・予算案及び活動内容並びに実施状況に関することを協議する。
3. 幹事会は、必要に応じて会長が招集し、全幹事の過半数の出席を持って成立する。
4. 議事は全幹事の過半数の賛同を持って決定する。

（班制）

第10条 本会は、事業実施のため、別に定める班を置き、各班には、リーダー及びサブリーダーを置く。

（会計及び会計監査）

第11条 本会の経費は、会費、その他の収入及び指定管理者からの支援費をもって充てる。

2. 幹事の中から互選により、会計1名及び会計監査2名を選任する。
3. 経費の執行は、別に定める会計手続きにより行う。
4. 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
5. 会計監査は、決算報告書を速やかに監査し、監査報告書を幹事会に提出し、報告を行う。

（会則の変更）

第12条 この会則を変更しようとする時は、幹事会の承認を得る。

(その他)

第13条 本会に関する重要事項については、予め指定管理者との意見調整を図るものとする。
2. この会則にない事項は、幹事会で決定するものとする。ただし、緊急を要する事項に関しては、会長の判断により指定管理者と協議の上、これを先決することができる。

附則

- 1) この会則は、平成●●年●月●日から施行し、平成●●年●月●日より適用する。
- 2) この会則改定は、平成●●年●月●日から施行し、平成●●年●月●日より適用する。

茅ヶ崎里山公園運営会議規約

(名称)

第1条 本会は茅ヶ崎里山公園運営会議（以下「運営会議」という。）と称します。

(目的)

第2条 運営会議は、茅ヶ崎里山公園（以下「本公園」という。）の特性を生かし、誰もが楽しく利用し、いろいろな活動のできる公園づくりを進めるため、本公園にふさわしい管理運営や利用のあり方等について、地域、協働団体や公園利用者等幅広い市民同士、及び公園管理者と意見交換や情報交換を図り、適切な公園の運営管理を行うことを目的とします。

(構成員)

第3条 運営会議は、会長及び会員で構成します。

(1) 会長は本公園の指定管理者である●●●●茅ヶ崎里山公園園長が務めるものとし、運営会議を招集統括し、会の議長を務めるものとします。ただし、会長が議長を務められない場合は、会長の指名を受けたものが議長を務めます。

(2) 会員は本公園を利用したり、本公園で活動している団体及び関係団体等の代表とし、その団体を別頁に定めます。

(3) 運営会議の参加は原則団体での参加とし、1団体あたり2名までの参加とします。

(4) 会長は運営会議を円滑に進めるため、学識経験者等によるアドバイザーを適宜任命し意見を求めることができます。また必要に応じてその者を運営会議に出席させることができます。

(会議)

第4条 運営会議は第2条の目的を達成するため開催し、次の事項について情報交換等を行います。

- (1) 本公園の管理運営について
- (2) 本公園の利用促進について
- (3) 会長が特に必要と認める事項について

※その他

- (1) 調整事項が発生した場合、必要に応じ部会を設置します
- (2) 運営会議の開催は年2回程度とします

(事務局)

第5条 運営会議の事務局は、本公園指定管理者である●●●●茅ヶ崎里山公園管理事務所に置きます。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項は、運営会議が必要な案件については、会長が運営会議を招集し決定することとします。また簡易な案件については、会長が定め会員に報告します。

付則 この要領は平成●●年●月●日から施行します
会員の任期については、平成●●年●月●日までとします。

別頁

◆茅ヶ崎里山公園運営会議参加団体名

茅ヶ崎市小出地区青少年育成推進協議会

茅ヶ崎里山公園地域連絡協議会

茅ヶ崎市小出地区自治会連合会

茅ヶ崎里山公園地権者会

茅ヶ崎市立小出小学校

茅ヶ崎市体育協会

茅ヶ崎野外自然史博物館

茅ヶ崎里山公園倶楽部

柳谷の自然に学ぶ会

里山保全ボランティア 風の里

せりざわ彼岸花の会

指定管理者●●●●●

事務局：茅ヶ崎里山公園管理事務所

10. ゾーン別方針

10-1. 基本運営方針をふまえたゾーニング

利用促進・伝統的里山・近代的里山の3つの顔

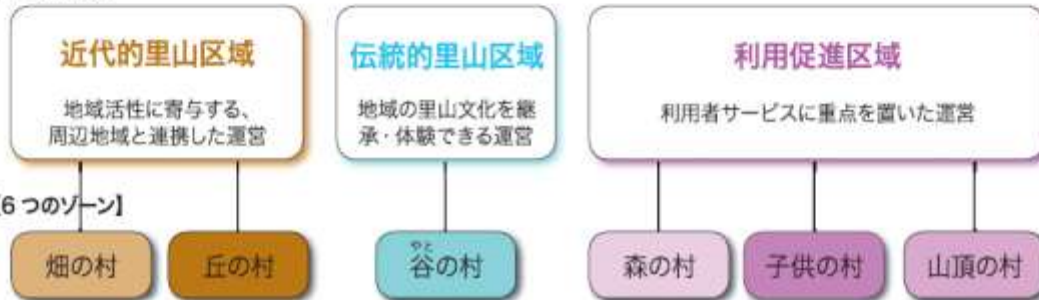
- ・茅ヶ崎里山公園は、「利用促進」、「伝統的里山」、「近代的里山」をテーマとして3つの区域に区分した。
- ・さらに6つのゾーンに区分し、ゾーン別に設定された利用方針、整備方針、管理方針に基づき運営を行う。
- ・6つのゾーンのうち、森の村、子供の村、山頂の村は都市公園のレクリエーション機能

能を発揮した「利用促進区域」として、利用者サービスに重点を置いた運営を行う。

- ・谷の村は、「伝統的里山区域」として、地域の里山文化を継承・体験できる運営を行う。

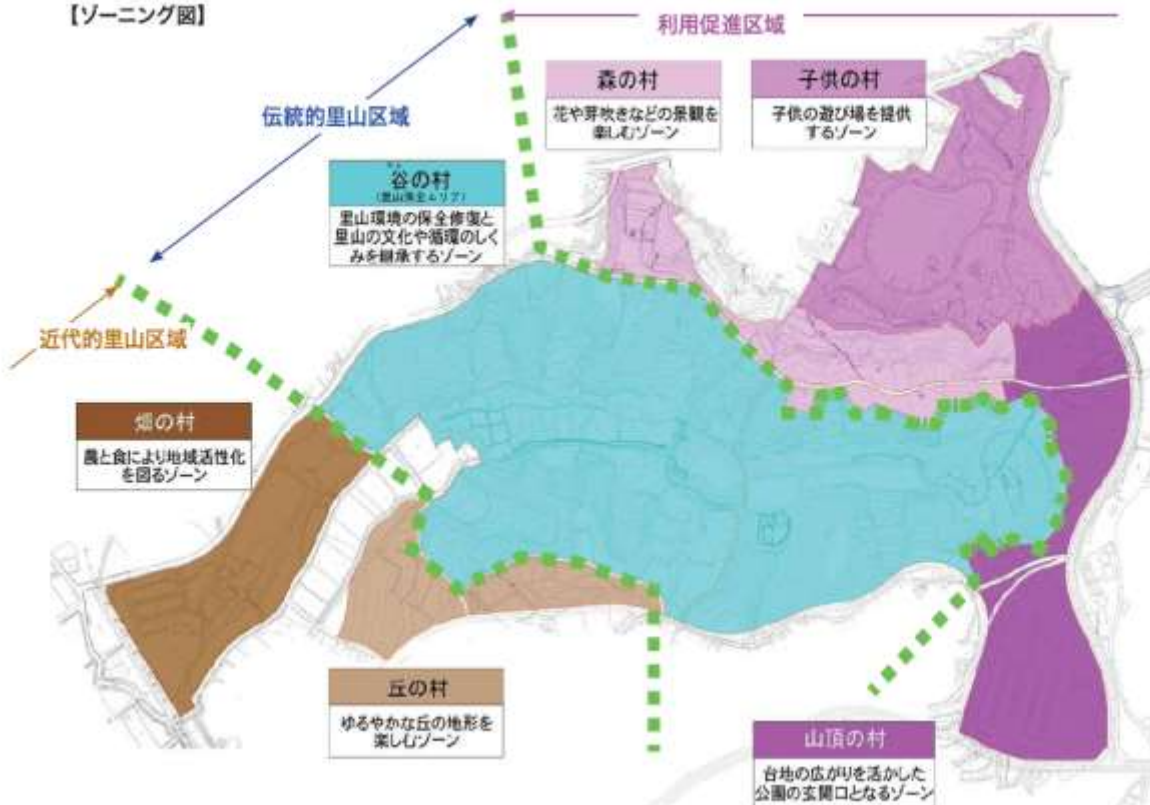
- ・畑の村、丘の村は「近代的里山区域」として、周辺地域で展開される都市近郊型農業との連携を図り、地域の情報発信拠点として、周辺と連携した運営を行う。

【3つの区域】



【6つのゾーン】

【ゾーニング図】



10-2. ゾーンと4要素の関係

・里山環境の保全と利用のバランスを図るため、6つのゾーンに区分し、ゾーン毎に4要素の程度を段階的に分けて、利用・整備・管理の方針の基礎とする。

	近代的里山区域		伝統的里山区域	利用促進区域		
ゾーン	畑の村	丘の村	谷の村 (里山保全エリア)	森の村	子供の村	山頂の村
ゾーンの方針	農と食により地域活性化を図るゾーン	ゆるやかな丘の地形を楽しむゾーン	里山環境の保全修復と里山の文化や価値のしくみを継承するゾーン	花や草花などの景観を楽しむゾーン	子供の遊び場を提供するゾーン	台地の広がりを含めた公園の玄関口となるゾーン
里山(地域)文化の継承	◎ 地域と食文化の継承	○ 地域景観(丘、畑)	◎ 古い農具、里山文化・体験	○ 地域景観(畑、牧場)	○ 地域イベント	○ 富士山の景観
◎ 生物多様性	●	○ バックナー	◎ 里山環境の保全・管理	○ バックナー	○	○
◎ 環境教育	●	○ 環境教育	◎ 歴史学習、体験・学習	○ (自然) 森林、バイオマス施設	○	○
◎ レクリエーション	◎ テイクキャンプ	○ ニューズボウイング	●	○ 花見、散歩、自然観察	◎ 大規模な子供の遊び場	◎ 登山コース

参照 大 中 小

10-3. 茅ヶ崎里山公園のすがた

畑の村

(農と食により地域活性化を図るゾーン)

- 昔ながらの畑の風景を維持し、地域の景観のつながりを継承する
- 地域の情報発信を行う拠点施設や、テイクキャンプなど食を楽しむおこじゅう広場がある

※ おこじゅうとは、野良仕事のおあととお弁当を食べたり、お茶を飲んだりすること

丘の村

(ゆるやかな丘の地形を楽しむゾーン)

- ゆるやかに広がる地形を活かして、のんびりと丘や里山景観を楽しめる場
- お花見を楽しめる桜広場や、だれもが利用できる夕映えの丘がある

谷の村 (里山保全エリア)

(里山環境の保全修復と里山の文化や価値のしくみを継承するゾーン)

- 県内でも貴重ななった谷戸と、そこで育まれた伝統的な農業や文化を継承していく
- 里山でのいとなみを体験・学習できる場
- 生き物に配慮した順応型管理を管理者と市民が協働で行う

※ 順応型管理とはモニタリングデータの分析に基づいて、状況の変化に柔軟に対応しながら行う管理(出典:「自然再生」生態工学アプローチ)より

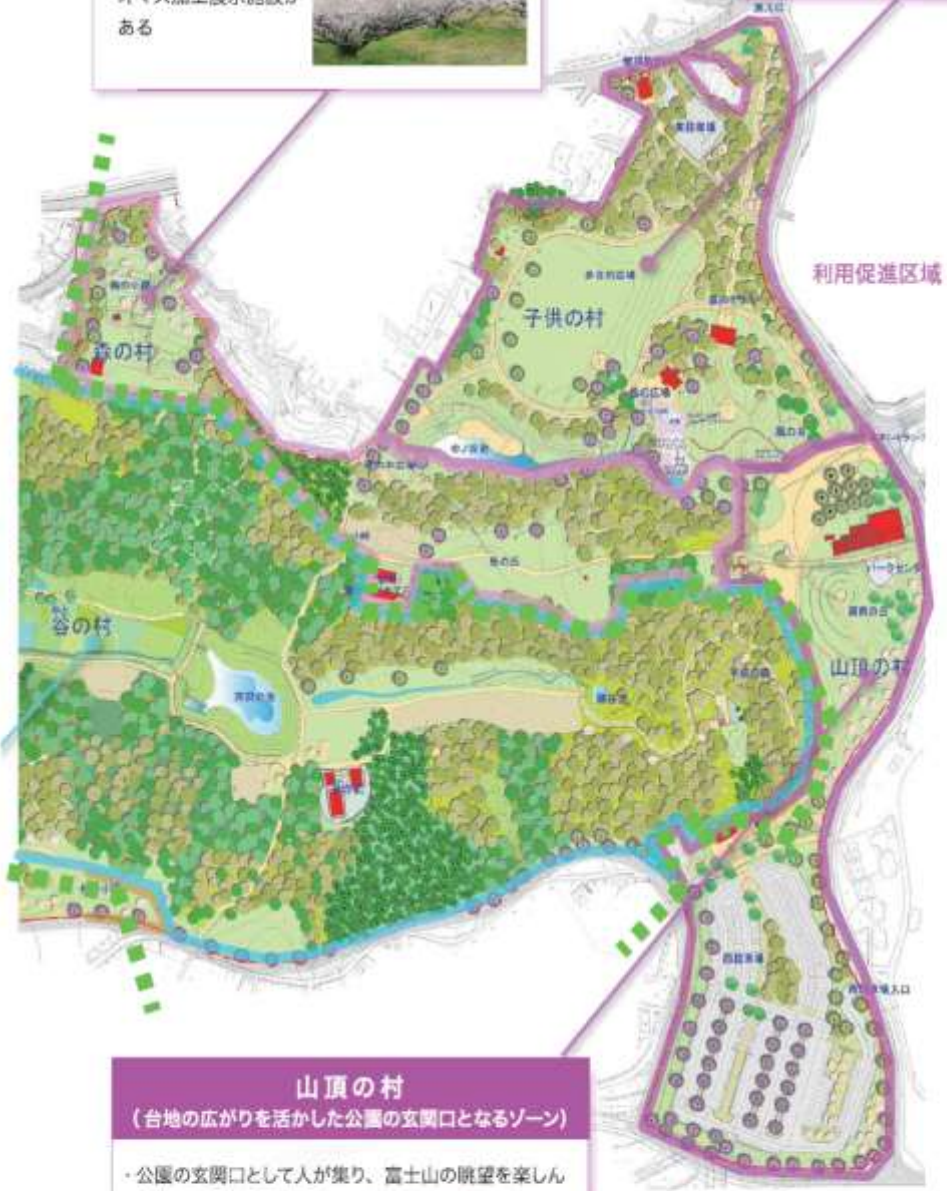
森の村
(花や芽吹きなどの景観を楽しむゾーン)

- ・地形を活かした人里の風景として、花の名所づくりを行う
- ・山桜の路、梅園、野の花畑など、季節の色彩やうつろいを楽しむ場
- ・バイオマス利用の情報を発信する。木質バイオマス加工展示施設がある



子供の村
(子供の遊び場を提供するゾーン)

- ・大型遊具や流れ、広場など広々とした空間で、子供が様々な遊びを楽しめる場
- ・地域のイベントの開催などを通じて、世代を越えた様々な人々がつながる場

山頂の村
(台地の広がりを活かした公園の玄関口となるゾーン)

- ・公園の玄関口として人が集り、富士山の眺望を楽しんだり、公園の情報を得られる場
- ・誰もが利用しやすく、情報発信拠点として、公園の中心となるパークセンターがある

